

最低賃金の改善と安定雇用の創出、中小企業対策の強化を求める要望意見書

景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面しています。政府も雇用対策や中小企業対策を打ち出していますが、消費が活性化しなければ経営の展望は開けず、地域経済も活性化しません。世界的な金融危機で輸出先の国々の経済は打撃を受けており、景気回復には内需の拡大が重要な役割を果たすことから、雇用対策と同時に貧困層を救う所得保障が必須であり、その代表的施策である最低賃金改善の重要性が増しています。

国内では、働く貧困層（ワーキングプア）が急増し、労働者の3分の1超が年収200万円未満となっています。今の最低賃金は、最も高い地方で時給766円、低い地方では時給627円と、賃金の抑制によって内需が一層冷え込む結果となっています。低所得層ほど消費性向が高く、身の回りの衣食関連製品を居住地域で購入する傾向が強いことから、最低賃金の引き上げは景気刺激策としても有効です。

労働基準法第1条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」とし、最低賃金法では、最低賃金と生活保護との整合性を謳っています。

よって、政府においては、最低賃金を引き上げ、ワーキングプアをなくし、国内経済を景気回復への道へと方向転換させるため次の項目の実行が図られるよう強く要請します。

記

- 1 下請取引適正化の推進と最低賃金の底上げを推進し、公正な取引がなされる経済環境を実現すること。
- 2 最低賃金の改定にあたっては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、「誰もが最低限度の生活ができる賃金が確立されること」を目標に、時給1,000円以上が達成される道筋を検討するよう中央最低賃金審議会に諮問すること。
- 3 中小企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用ができるような対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

・ 内閣総理大臣 麻 生 太 郎

・ 厚生労働大臣 舛 添 要 一